

# 西指宿中学校生徒心得

(R3.6 改正～)

## — 生徒心得 —

この心得は西指宿中学校生徒として守らなければならないきまりや考えなければならない事柄をまとめたものです。私たちは、この心得をよく理解し、みんなが明るく楽しい学校生活をともに作り、立派な社会人としての基盤を築いていきます。

## — 学校生活 —

### 1 生活

- (1) 8時5分までに登校し、各提出物の確認、係活動や朝読書の準備をします。
- (2) 登校後は外出をしてはいけません。もし、外出の必要があるときは、担任の先生の許可をうけます。
- (3) 遅刻、早退、欠席のときは、必ず学校に連絡をします。欠席の時は必ず欠席届を保護者が電話連絡または手紙で届けます。
- (4) 体育時間等、学習に参加できないときは必ず教科担任の許可をうけ、指示にしたがいます。
- (5) 放課後、部活動以外で、必要により居残るときは、関係の先生の許可をうけます。

### 2 礼儀

- (1) 来客、先生、友達にはその場に応じてあいさつや会釈をします。
- (2) 時と場合に応じて正しいことば遣いをします。
- (3) 校長室、職員室、特別教室へ入るときは、必ず許可を得て入ります。

### 3 容儀

- (1) 学校生活は規定の制服とし、服装については「服装規定」を守ります。
- (2) ネームは決められた場所に正しく付けます。(登下校で着脱)
- (3) 頭髪については男女とも清潔感のある自然な髪型とします。

#### 男子

- 頭髪(襟・目・耳にかからない長さとする。)

#### 女子

- 頭髪 ～ 肩より長くするとき、耳より下でゴム(黒・紺・茶)でくくる。  
(1つくくり、2つくくり、三つ編み可)
- 髪の長さは肩にかからない
- 前髪は目にかからないこと

#### (禁止事項)

- ・パーマ(ストレート パーマ含む)・染色・脱色・そり込み・ツープロック等
- ・頭髪の一部が目立つ髪型(ツープロック、モヒカン等)
- ・整髪料の使用

### 4 所持品等

- (1) 自分の持ち物には、氏名を記入します。
- (2) 学習に不必要な品物、金銭は学校に持ってこないようにします。
- (3) 物品の紛失、盗難のときは、ただちに担任の先生に届けます。
- (4) 金銭、物品の貸し借りはしないようにします。
- (5) 身分証明書は、いつも所持して提示できるようにします。

### 5 安全

- (1) 公共物は大切に扱い、破損したときは必ず、担任か係の先生に届けます。
- (2) 廊下は静かに右側を歩行し、走ったりしません。
- (3) 登下校中の交通安全や、校内での安全に気をつけます。
- (4) 事故防止のため、校内では自転車は押して通行します。また、自転車通学生は登下校時にはタスキを着用します。

## — 校外生活 —

- 1 校外においても西指宿中学校生としての誇りと自覚をもって行動します。
- 2 通学路は、決められた通学路で登校します。
- 3 登下校のとき、買い食いや寄り道はしません。
- 4 夜間の外出（保護者同伴は午後9時まで）、外泊はしません。
- 5 キャンプ、レクリエーション等は、全て保護者、学校の許可をうけます。

## — 生徒服装規定 —

- 1 制服の購入は学校で定めた店で購入します。
- 2 男子の制服規定
  - (1) 夏服…白の半袖、開襟シャツ、黒のズボン
  - (2) 中間服…白の長袖カッターシャツ、黒のズボン
  - (3) 冬服…黒のつめえり学生服(標準型)、黒のズボン
  - (4) ベルト（黒でかざりけのないもの）
- 3 女子の制服
  - (1) 夏服…学校指定の標準服
  - (2) 中間服…白の長袖ブラウス、赤のリボン、ジャンパースカート
  - (3) 冬服…学校指定の標準服
  - (4) ベルトは制服についているもの
  - (5) ネクタイ（短くしない）
  - (6) 上衣の長さ（短くしない）
  - (7) スカート（ひざがかくれる長さ）
- 4 男女共通
  - (1) 靴…白のひもつき運動靴
  - (2) 靴下…白のソックス。スニーカーソックスは禁止（くるぶしより上）
  - (3) インナー（下着）は制服・体育服からはみ出ないもの（透けないもの）
- 5 更衣変更期間は、寒暖や気候に応じて更衣し、特に設けません。  
（式典等については指定する場合があります。）
- 6 上ばきは、学年で指定されたものを使用します。
- 7 カバン、補助カバンは指定のものを使用します。
- 8 雨の時、自転車通学生はレインコートを使用し、安全運転に特に気をつけます。
- 9 厳寒期（12月～3月）は、ジャンパー、トレーナー類、手袋、マフラー、ネックウォーマー、黒のタイツ（女子）の使用を許可します。ただし、手袋、マフラー、ネックウォーマーは校内では着用しません。また、インナーは無地で色は派手でないものとします。
- 10 通学時は、体操服・ジャージの着用を許可します。

## — 自転車通学規定 —

- 1 新西方地区以外の生徒で、自転車通学を希望する生徒は自転車通学を許可します。なお自転車通学許可願いを提出して許可をうけます。
- 2 通学用自転車について
  - (1) ハンドルはフラット、またはオールランダーバーのハンドル
  - (2) ベル・反射板の装着
  - (3) スタンドは両足スタンド
  - (4) ギヤ装置はハンドルに切り替えのついたもので内装式のもの
  - (5) ライトは自動点灯式（夜間の事故防止のため）
- 3 自転車は決められた場所にきちんと整理して置き、ロックをかけます。他人の自転車に絶対いたづらをしません。（生命に関わる危険があるため）
- 4 校内では、自転車の乗車はしません。（押して通行する）
- 5 自転車通学の決まりに違反したときは、自転車の学校預かり等、厳しく注意します。
- 6 自転車通学規定、交通違反等は以下の事項のとおりとします。
  - (1) 規定外自転車・整備不良・無灯火・並進・ヘルメット(あごひも)不着用  
通学路変更
  - (2) 二人乗り・スピードの出しすぎ・手放し運転・右側通行・一旦停止なし・片手運転
  - (3) だ行運転・校内乗車・校内放置等